

第三者からの情報取得事件：費用等一覧表

(千葉地方裁判所本庁・松戸支部用)

申立手数料	1,000円(収入印紙で納付)
目録写し (押印されていないもの)	各1部
予納金	下表に応じて裁判所から連絡した金額 ※申立後、保管金提出書を郵送します。
申立人(代理人)への直送用封筒 (保管金提出書送付用)	[第三者の数(※)]+1通(全てに110円切手を貼付) (※)不動産の場合は不要

【予納金】

申立ての内容	債権者、第三者が各1名の場合	第三者が1名増加するごとに 加算する額
預貯金・振替社債等	5,000円	4,000円
給与	6,000円	2,000円
不動産	6,000円	

(令和6年10月版)